

Finnish-Swedish Ice Class Rules 2008（FSICR）等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 I 編

鋼船規則検査要領 B 編及び I 編

改正事項

Finnish-Swedish Ice Class Rules 2008（FSICR）等に関する事項

改正理由

- (1) Finnish Maritime Administration 及び Swedish Maritime Administration は、北バルト海の氷水域を航行する船舶（耐氷船）の機関に関する規定を改正し、2008 年 12 月に Finnish-Swedish Ice Class Rules, 2008(FSICR)として公表した。
今般、Finnish-Swedish Ice Class Rules, 2008(FSICR)を参考に関連規定を改めた。
- (2) IACS は、Lake Carling 号の船側外板の損傷事故を受け、鋼材の使用区分に関する統一規則 S6（Rev.4）を改正し、2007 年 9 月に統一規則 S6（Rev.5）を採択した。
統一規則 S6 の改正は極地氷海船に対して影響はないものの、要件の表記方法が改正されたため、今般、IACS 統一規則 S6（Rev.5）の表記方法に合わせて極地氷海船の船体構造の鋼材の使用区分に関する規定を改めた。

改正内容

- (1) 耐氷船の機関に関する規定のうち、推進装置の設計荷重及び強度に関する規定を改めた。
- (2) 船体構造部材における鋼材の使用区分に関する表記を改めた。